平成２２年（フ）第４９６号
宮崎市大字恒久6227番地２　リースキンコーポ402号
債務者　ターナー清美（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５０３号
宮崎市宮崎駅東３丁目２番地５　白水舎アパート205号
債務者　塚田　陽子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５１０号
宮崎県児湯郡川南町大字川南2684番地
債務者　篠原　京子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１８７号
宮崎県小林市南西方1262番地７
債務者　宮原　利盛
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２５３号
宮崎県北諸県郡三股町大字蓼池4144番地８、前住所石川県能美市緑が丘11丁目34番地ムービングラム・204号
債務者　東條　文治
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２５８号
宮崎県都城市高城町大井手105番地２　グリーンヒルズ103、前住所宮崎県北諸県郡三股町大字樺山1980番地１　柿田貸家６号棟
債務者　今村　昌和（旧姓柿田）
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第７１１号
盛岡市上太田弘法清水１番地
債務者　織田　　進
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３４７号
福島県二本松市竹田２丁目146番地
債務者　丹治　亮一
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３５９号
福島県伊達市梁川町細谷字馬下22番地
債務者　鈴木　恭一
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３５１号
福島県郡山市小原田１丁目３番13号
債務者　松﨑由美子（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３７７号
長野市三輪1226―13　アコール北条305号室、住民票上の住所長野県茅野市ちの271番地５
債務者　矢島　秀邦
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３０号
長野県茅野市宮川4704番地９、前住所長野県茅野市宮川5939番地１　タナダコーポラス106号室
債務者　宮坂　　稔
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第１３５号
長野県諏訪郡下諏訪町6172番地の10
債務者　西澤　圭子（旧姓大和）
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第１３９号
長野県岡谷市長地柴宮２丁目９番27号
債務者　田畑　榮則
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第１４４号
長野県茅野市城山11番14号
債務者　小湊　公保
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第３３７３号
愛知県小牧市大字西之島1426番地　サンリットハウスⅠ棟201号
債務者　脇山　俊行
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５６６号
愛知県小牧市城山５丁目115番地　県営城山住宅２棟804号
債務者　大島めぐみ
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部